

政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2015. 2. 4 VOL11-3

本号の内容

- ★ 行政不服審査法の改正について
- ★ 行政手続法の改正及び行政手続条例の改正の検討について

千葉県 総務部 政策法務課

政策法務班 中庁舎7F

☎ 043-223-2166

FAX 043-201-2612

Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

行政不服審査法の改正について

行政処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、「公正性の向上」、「使いやすさの向上」等の観点から、行政不服審査法が制定後約50年ぶりに全面的に改正されました。

⇒施行日：公布日（平成26年6月13日）から2年を超えない範囲内において政令で定める日（平成28年度からの施行が想定されます。）

行政不服審査制度とは

- 行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続
- 簡易迅速な手続により、手数料無料で国民の権利利益を救済

第1条（目的）

この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

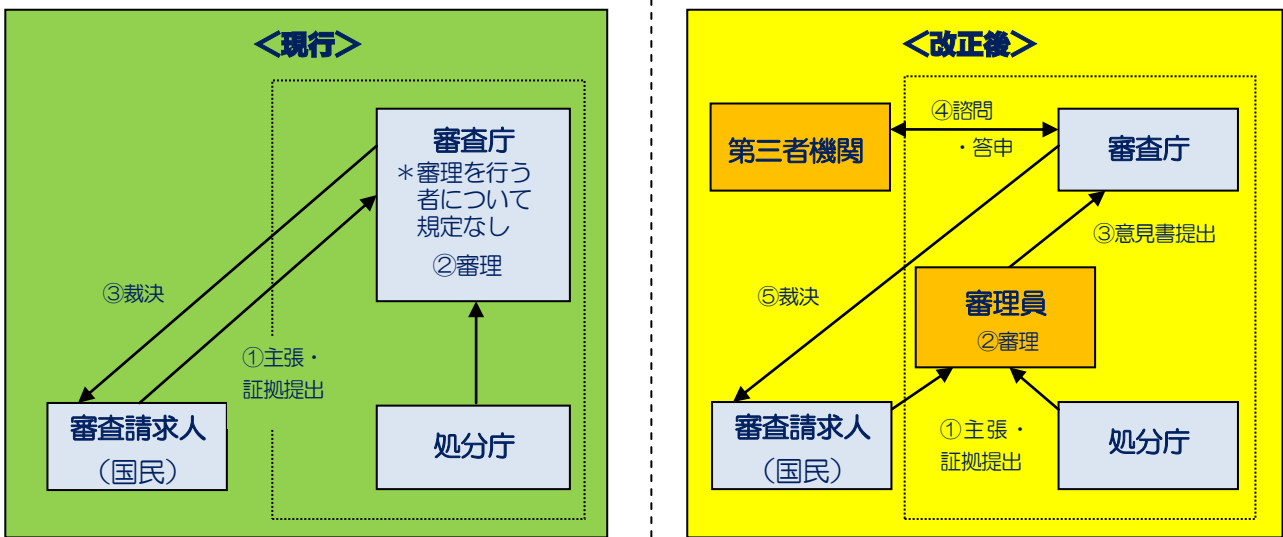
※ 下線部は、法改正により変更があった部分。

主な見直し内容

1 公正性の向上

- 審理において、職員のうち処分に関与しない者（審理員）が、審査請求人及び処分庁の主張を公正に審理（第9条）【図1】<改正後>
- 裁決について、有識者から成る第三者機関が点検（第43条）【図1】<改正後>
- 審理手続における審査請求人の権利を拡充
 - ・ 証拠書類等の閲覧や謄写、口頭意見陳述における処分庁への質問等。

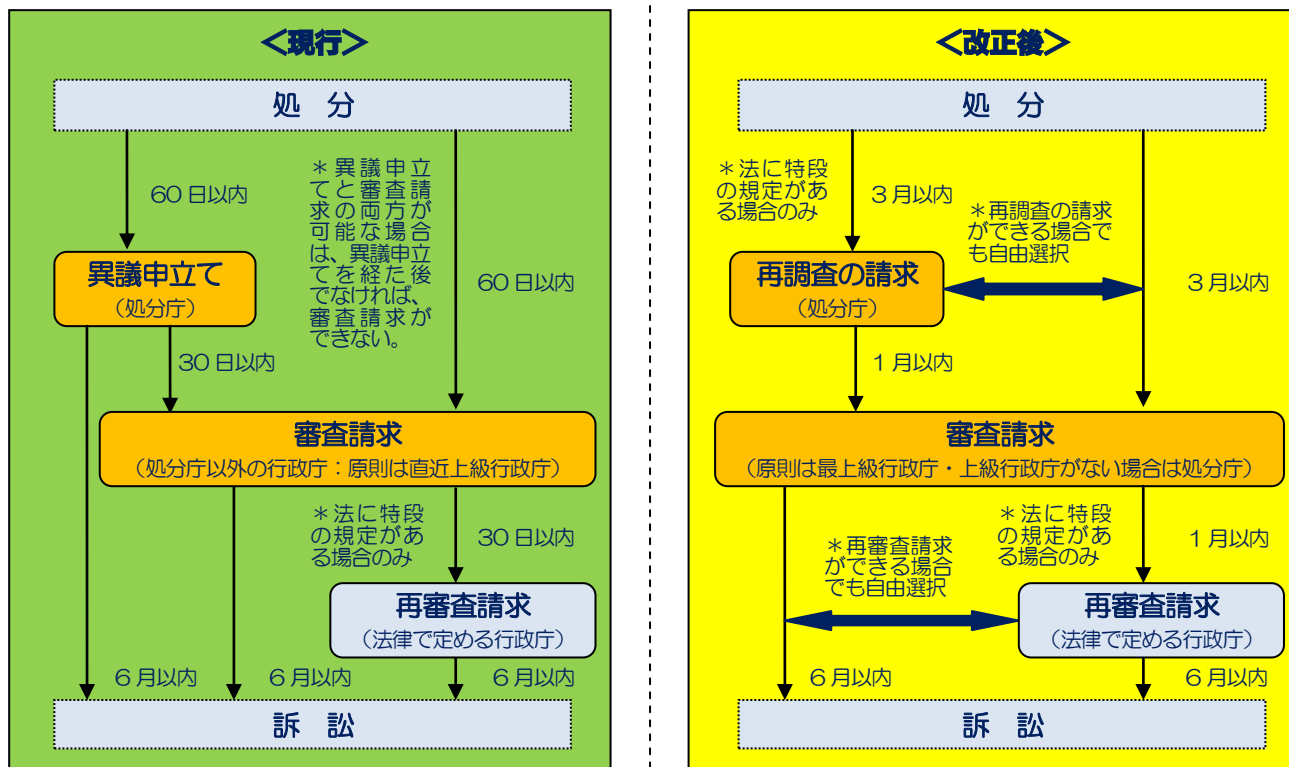
【図1】



2 使いやすさの向上

- 不服申立てをすることができる期間を60日から3か月に延長（第18条）【図2】
- 不服申立ての手続を審査請求に一元化【図2】
 - ・ 現行は上級行政庁がない場合は処分庁に「異議申立て」をするが、「異議申立て」をなくし「審査請求」に一元化。
 - ・ 不服申立てが大量にあるものについて、例外的に、「再調査の請求*」手続を設ける。
*処分庁が簡易な手続で事実関係の再調査をすることによって処分の見直しを行う手続
 - ・ 社会保険や労働保険等、審査請求を経た後の救済手続として意義がある場合には、例外的に、再審査請求ができることとする。
- 標準審理期間の設定（第16条）、争点・証拠の事前整理手続の導入（第37条）等により、迅速な審理を確保
 - ・ 裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間（標準審理期間）の設定を努力義務にする。
 - ・ 複雑な事件等の場合に、あらかじめ争点等を整理し、計画的に審理手続を進めるための準備手続を設ける。

【図2】

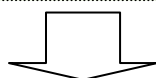


○ 不服申立前置の見直し

＜現行＞

行政の処分に不服がある場合に、不服申立てをするか、直ちに出訴するかは、国民が選択できることが原則。

ただし、不服申立てに対する判決を経た後でなければ出訴ができない旨（不服申立前置）を定める個別法が96法律ある。



＜改正後＞

不服申立前置について、国民の裁判を受ける権利を不当に制限しているとの批判もあり、裁判所の負担等も勘案しつつ、行政不服審査制度見直しの一環として見直した（68法律で廃止・縮小）。

⇒ 不服申立前置を存置する場合

- ・ 不服申立ての手續に一番代替性（高裁に提訴）があり、国民の手續負担の軽減が図られている場合（電波法、特許法等）
- ・ 大量の不服申立てがあり、直ちに出訴されると裁判所の負担が大きくなると考えられる場合（国税通則法、国民年金法、労働者災害補償保険法等）
- ・ 第三者的機関が高度に専門技術的な判断を行う等により、裁判所の負担が低減されると考えられる場合等（公害健康被害補償法、国家公務員法等）

詳細については総務省のHPをご覧ください。

→ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/index.html

行政手続法の改正及び行政手続条例の改正の検討について

処分及び行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の充実を図るため、行政手続法の一部が改正されました。⇒施行日：平成27年4月1日
併せて、千葉県行政手続条例についても、改正法と同様の改正を行うことを検討しています。

行政手続法の主な見直し内容

■ ■ 1 行政指導の方式（第35条第2項） ■ ■

- 行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠条項や要件等を示さなければならないこと。

■ ■ 2 行政指導の中止等の求め（第36条の2） ■ ■

- 行政指導（法律根拠の場合に限る。）の相手方は、その行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政指導をした行政機関に対し申出書を提出して、行政指導の中止等を求めることができること。
- 行政機関は、上記の申出があったときは、必要な調査を行い、必要に応じてその行政指導の中止等の措置をとらなければならないこと。

■ ■ 3 処分等の求め（第36条の3） ■ ■

- 何人も、法令違反事実の是正のための処分や行政指導（法律根拠の場合に限る。）がされていないと思う場合に、権限のある行政庁（処分）や行政機関（行政指導）に対し申出書を提出して、処分又は行政指導をするよう求めることができること。
- 行政庁や行政機関は、上記の申出があったときは、必要な調査を行い、必要に応じて処分又は行政指導をしなければならないこと。

千葉県行政手続条例の改正の検討

行政手続法は、「自治体が条例に基づいて行う処分」や「自治体が行う行政指導」については適用除外となっている（第3条第3項）ので、改正法によって自治体に対応する部分は、「法律に根拠を有する処分」のみとなります。（→行政手続法と行政手続条例の適用関係については、[ニュースレターVOL.4-1 3頁目参照](#)）

しかしながら、自治体は、行政手続法の規定の趣旨にのっとり必要な措置を講ずる努力義務があること（第46条）等から、改正法の施行と合わせて行政手続条例を改正し、改正法の適用除外部分を同条例で適用させることを検討しています（内容・施行日ともに改正法に合わせる予定）。